第十八条の十一第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項第三号中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第二十五条の十の二第十五項第二十三号」を「第二十五条の十の二第十五項第二十二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第二十五条の十の二第十五項第二十二号」を「第二十五条の十の二第十五項第二十三号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第二十五条の十の二第十五項第二十二号」を「第二十五条の十の二第十五項第二十三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　施行令第二十五条の十の二第十五項第二十二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十の二第十五項第二十二号の申出書を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二　施行令第二十五条の十の二第十五項第二十二号に規定する特別口座（以下この項において「特別口座」という。）に係る同号に規定する割当株式（以下この条及び第十八条の十三の四第二項において「割当株式」という。）の全てを同号の特定口座に移管することを依頼する旨及びその移管を希望する年月日

三　施行令第二十五条の十の二第十五項第二十二号に規定する一般口座において当該割当株式と同一銘柄の株式を現に有しておらず、かつ、有していたことがない旨

四　当該特別口座を開設されている振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第百三十一条第三項に規定する振替機関等をいう。）の名称及び所在地並びに当該移管を受ける特定口座を開設されている金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

五　移管をしようとする割当株式の種類、銘柄及び数

六　その他参考となるべき事項

第十八条の十一に次の二項を加える。

26　施行令第二十五条の十の二第二十一項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該特定口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日及び住所

二　施行令第二十五条の十の二第十五項第二十二号の移管をした年月日

三　当該移管の際に施行令第二十五条の十の二第二十項の規定による確認をした旨

四　当該移管をした割当株式の種類、銘柄、数及び一株当たりの取得価額

五　その他参考となるべき事項

27　施行令第二十五条の十の二第二十三項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該特定口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日及び住所

二　施行令第二十五条の十の二第十五項第二十二号の移管をした年月日

三　当該移管の際に施行令第二十五条の十の二第二十項の規定による確認をした旨

四　当該移管をした割当株式の種類、銘柄、数及び一株当たりの取得価額

五　その他参考となるべき事項

第十八条の十三の四第一項第三号中「書類、同条第十六項」を「割当株式数証明書（以下この項及び第四項において「割当株式数証明書」という。）、同条第十五項第二十二号に規定する申出書の写し、当該申出書に添付された割当株式数証明書の写し、同条第十六項」に、「次項」を「第三項」に、「又は書類に係る」を「、書類、証明書又は申出書に係る」に改め、同条第二項中「第二十五条の十の九第四項」を「第二十五条の十の九第五項」に、「第十七項各号」を「第十八項各号（同条第二十一項において準用する場合を含む。）」に、「同条第十六項（同条第二十一項」を「同条第十七項（同条第二十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融商品取引業者等の営業所の長は、施行令第二十五条の十の二第二十項の規定による確認をした場合又は同条第二十一項各号に掲げる書類の提出をした場合には、当該確認又は提出に係る割当株式の受入れをした特定口座に係る施行令第二十五条の十の九第一項の帳簿に、当該確認又は提出に係る者の氏名及び住所、当該確認又は提出をした年月日並びにその旨を記載することにより、当該確認をした旨又は当該書類を提出した事実を明らかにしなければならない。

第十八条の十三の四に次の一項を加える。

4　金融商品取引業者等の営業所の長は、施行令第二十五条の十の二第十五項第二十二号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から提出された同号に規定する申出書を受理した場合には、当該申出書及び当該申出書に添付された割当株式数証明書の写しを作成しなければならない。ただし、当該申出書又は割当株式数証明書に記載された事項を施行令第二十五条の十の九第一項の帳簿に記載する場合には、この限りでない。

第十八条の十三の五第六項中「第二十五条の十の十第十項」を「第二十五条の十の十第八項」に改め、同条第十二項及び第十三項を削り、同条第十四項中「第二十五条の十の十第十項」を「第二十五条の十の十第八項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第十八条の十四の二第二項第二号中「第二十五条の十の十第十項」を「第二十五条の十の十第八項」に改める。

第十八条の十五第六項中「（平成十年法律第九十号）」を削り、同条第八項第五号中「第二十五条の十の十第十項」を「第二十五条の十の十第八項」に改める。

第十八条の十五の三第五項第四号中「平成二十三年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条第十一項第三号及び第四号を次のように改める。

三　光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク（次号及び次項において「光ディスク等」という。）の種類

四　光ディスク等の規格

第十八条の十五の三第十二項中「光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク」を「光ディスク等」に改める。

第十八条の十五の七第二項第二号中「第十八条の十五の九第三項」を「第十八条の十五の九第二項」に改める。

第十八条の十五の八第一項第三号中「平成三十五年十二月三十一日」を「平成三十七年十二月三十一日」に改める。

第十八条の十五の九第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十八条の二十第三項中「第二十五条の二十二の二第十項」を「第二十五条の二十二の二第二十三項」に、「同条第九項」を「同条第二十二項」に、「第二十五条の二十二第三項」を「第二十五条の二十二第四項」に改め、同項第一号中「施行令第二十五条の二十二第四項」を「法第四十条の四第三項」に改め、同項第二号イ中「第二十五条の二十二第一項」を「第二十五条の二十二第二項」に改め、同号ロからニまでの規定中「第二十五条の二十二第一項第一号」を「第二十五条の二十二第二項第一号」に改め、同項第四号中「株式等」を「各事業年度終了の日における株式等」に、「第二十五条の二十二第一項第一号」を「第二十五条の二十二第二項第一号」に改める。

第十八条の二十一第一項中「同項に規定する個人がその居住の用に供する家屋は、その者が取得した当該家屋につき」を「家屋は、当該家屋が同項各号に掲げる要件の全てに該当するものであることにつき」に改め、「を確定申告書に添付すること」を削り、同項第二号中「当該家屋が同項第一号に掲げる要件に該当することを明らかにする登記事項証明書その他当該要件に該当することを明らかにする」を「前号に定める」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条